

づくものか否かに関係なく、WTO ルール整合的な貿易措置と認められると結論づけている。

過去の経緯から現在まで

予防原則を組み込んだ世界最初の条約は、1985年に採択された「オゾン層の保護に関するウィーン条約」(Vienna Convention)とも云われ、後の1990年、ノルウェーのベルゲンで欧州34カ国が参加して開催されたベルゲン会議の最終日に採択された「ベルゲン宣言」で一般化されたという。

その後1992年、ブラジルのリオ・デジャネイロで、国連環境開発会議(UNCED)の下で開催された通称「地球サミット」において、予防原則に基づく最も精緻化されたルール「リオ宣言」が設けられている(米国側の解釈では、リオ宣言にあるのは“予防措置”であって予防原則ではないとされる)。カルタヘナ議定書では、遺伝子組換え生物(同議定書では、「Living Modified Organisms」「改変された生物」の頭文字を取ってLMOと呼称している。)の安全性に疑問がある場合、輸入国は、輸出国側によってその安全性が証明されるまで、輸入国は当該産品を暫定的に輸入禁止してよい旨を定めている。

“予防原則”は、ドーハ開発アジェンダでの交渉議題である“WTOルールとMEAs(多数国間環境協定)の関係”や、“農業分野”の交渉を進める際には、避けて通れない問題と思われる。

特別研究会報告要旨(2003年1月24日)

中国のWTO体制加盟後の農業政策

(中国農業科学院農業経済研究所) 銭 克明

銭所長は、国際農林水産業研究センターの招聘で来日し、当研究所には、研究協力を始めとした意見交換の目的で来所した。せっか

くの機会であったので、わが国への影響も大きく、変化に直面しつつある中国農業について報告をお願いし実現した研究会であり、主な内容は中国のグリーンボックス政策の構造についてである。報告の骨子は以下の通りである。

中国では、現在、WTOの規定する農業政策として、緑の政策、黄の政策、途上国を対象とする青の政策の三つが行われている。1996～1998年に緑の政策として中国が行った主要な農業政策は、経済成長を促進するために生産増加を目的とした政府一般支出、経済の安定化を図るための供給安定を目的とした補助、所得格差を減少させるための農家収入に対する補助の三つである。他国と比較すると、政府一般支出や備蓄補助等生産増加につながる支出は多いが、安定や公平さを目的とする支出は少ない。すなわち、中国では経済発展は著しいが、都市と農村の格差は拡大しており、公平さの追求はおざなりになっている。

緑の政策の効果について検証すると、効率でいえば、「科学技術振興」、「農村への教育」、「インフラ整備」、「農家への実質投入」の順になるが、実際の公共投資を見ると比率、伸び率ともに、「インフラ整備」、「農村への教育」、「科学技術振興」というように、実際計測された効果とは逆の順になっている。この理由は、科学技術と教育の分野は、支出が収益につながるまでに時の遅れがあり、時間がかかるためである。また、外部効果が生じるため、これらへの投資の効果がなかなか評価されないためでもある。

たとえば、ある省での小麦に関する技術開発が、他の省でのより大きな生産向上に結びつくといったようにある場所での投資が、他の場所での生産に効果をもたらす場合もあり、これが、研究投資に対する意欲を減退させる場合もある。同様のことは教育にもあり、育成した人材がその土地にとどまらず、他へいってしまうようなことなどである。このように、科学技術、教育はその投資効果が大きい反面、外部効果が生じるという特質を持った

め積極的な投資が進まない。

農村へのインフラ整備には、こういったラグ（時の遅れ）や外部性が顕著でないため、投資が盛んになるという側面がある。現在の中国に見られるような、高速道路が整備されているが、その脇には施設の貧弱な小学校や農業普及所があるといった風景が端的にそれを物語っている。

投資効率が最も高い研究投資を例に部分均衡モデルを用いて投資効率を分析してみる。1993～2000年の江蘇省を対象に線形計画法によるコスト分析を行い、理想的投資効果と現実の効果の差を求めると外部流失収益は82.7%となった。このようにして、農業の研究投資が少なくなる原因には、中国の経済体制上、公共財と私的材の区分が明確でないこと、中央政府と地方政府での資源配分が合理的になされていないこと、社会福祉上の問題が存在することがあげられている。

（文責 會田陽久）

【農村活性化プロジェクト】
特別研究会報告要旨（2003年2月17日）

戦後日本の女性農業者の地位

（昭和女子大学短期大学部）天野 寛子

本報告では、生活経営学の視点から、女性農業者の生活における地位を考察する。

戦後、いわゆる生活水準は向上したが、女性の地位は依然として変わらない。女性の地位の向上なくして生活水準が向上したと言えるだろうか。農村の生活習慣は依然としてジェンダーに支配されている。生活改善普及事業は「新しい生活文化の創造」を目指したのではなかったか。「男女平等」の生活文化が含まれなかったのではないか。

生活経営学には、家政学、家庭経営学の研究を通して、生産、再生産活動を統一して捉

えてきた蓄積がある。本報告で用いた生活時間研究においても、経済学、労働科学で捉えられる個々人の生活時間分析に対し、家庭生活の構成員として家族関係の中で捉え、夫妻の比較、生産労働と家事労働、生産と再生産時間の関係把握を行ってきた。

そこには、家庭生活の健全度を測るという目的があり、その指標には時代の価値観が反映される。特に「性別役割分業」家庭について「健全」か否かが議論の対象となった。

日本農業新聞の読者投稿欄「女の階段」には、戦後何年経っても、憲法が女性に保障した権利・義務の守られていない実態が垣間見える。生活改善普及事業は、このような「伝承性を内包した生活様式の全過程」である生活文化の改善を目指したのではなかったのか。1990年代以前、農政は生活を基本的には性別役割分業観で捉え、イエの縛りから出られなかった。女性には、家計、生活技術、生活の合理化、シャドウワークとしての農業労働力を求めた。女性は夫に従うものであり、夫と対立することなく操縦することが求められた。

生活を統一して見ることは、生活を24時間見ることであり、生産、再生産労働、そこには、身体等生理的な再生産に加え、社会・文化等精神的な再生産も含まれ、生活改善には、経営も含めたこれら全部が関わる。

生活時間からみた日本人夫妻の生活様式（生産・再生産時間のバランス、家族の生活時間）をみると、支払われる労働、より高額に支払われる労働への従事時間は男性が長い。逆に女性は、支払われない労働、より低額労働への従事時間が長い。女性の方が全労働時間も長く、よく働いている。雇用労働者と女性農業従事者を比較すると、女性農業者には報酬がなく、夫の協力の程度が低く、周囲の支援が得られにくい状況にある。

女性農業者の地位向上のために獲得すべき目標は、労働に対する正当な報酬、労働する個人としての納税、農業・生活経営への平等な参画、農業・家事・介護労働への平等な関わり、地域社会の一員としての社会参画の五つである。しかし、このような女性の地位向